

周南市民俗資料展示施設条例の一部を改正する条例制定について

周南市民俗資料展示施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月23日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市民俗資料展示施設条例の一部を改正する条例

周南市民俗資料展示施設条例（平成17年周南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

周南市新南陽民俗資料展示室	周南市福川中市町1番7号
---------------	--------------

」

を

「

周南市民俗資料館	周南市中畷町15番22号
----------	--------------

」

に改める。

第5条の表中

「

周南市新南陽民俗資料展示室	(1) 火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日 (2) 12月28日から翌年の1月3日まで (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
---------------	---

」

を

「

周南市民俗資料館	(1) 火曜日、木曜日、土曜日（第1土曜日及び第3土曜日を除く。）及び日曜日 (2) 12月28日から翌年の1月3日まで (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
----------	---

」

に改める。

第6条の表中「周南市新南陽民俗資料展示室」を「周南市民俗資料館」に改める。

第11条中「補てん」を「補填」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年8月18日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の周南市民俗資料展示施設条例の規定による周南市民俗資料館の利用の許可申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(参 考)

周南市民俗資料展示施設条例新旧対照表

現 行	改 正 案												
<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 展示施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="141 475 1088 699"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>周南市新南陽民俗資料展示室</u></td><td><u>周南市福川中市町1番7号</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	<u>周南市新南陽民俗資料展示室</u>	<u>周南市福川中市町1番7号</u>	(略)		<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 展示施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1142 475 2105 699"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>周南市民俗資料館</u></td><td><u>周南市中畷町15番22号</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	<u>周南市民俗資料館</u>	<u>周南市中畷町15番22号</u>	(略)	
名称	位置												
<u>周南市新南陽民俗資料展示室</u>	<u>周南市福川中市町1番7号</u>												
(略)													
名称	位置												
<u>周南市民俗資料館</u>	<u>周南市中畷町15番22号</u>												
(略)													
<p>(休館日)</p> <p>第5条 展示施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 展示施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。</p>												
<table border="1" data-bbox="141 949 1115 1369"><thead><tr><th>名称</th><th>休館日</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>周南市新南陽民俗資料展示室</u></td><td>(1) 火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日  (2) 12月28日から翌年の1月3日まで  (3) 国民の祝日に関する法律</td></tr></tbody></table>	名称	休館日	<u>周南市新南陽民俗資料展示室</u>	(1) 火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日  (2) 12月28日から翌年の1月3日まで  (3) 国民の祝日に関する法律	<table border="1" data-bbox="1142 949 2123 1369"><thead><tr><th>名称</th><th>休館日</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>周南市民俗資料館</u></td><td>(1) 火曜日、木曜日、土曜日 <u>(第1土曜日及び第3土曜日を除く。)</u>及び日曜日  (2) 12月28日から翌年の1月3日まで  (3) 国民の祝日に関する法律</td></tr></tbody></table>	名称	休館日	<u>周南市民俗資料館</u>	(1) 火曜日、木曜日、土曜日 <u>(第1土曜日及び第3土曜日を除く。)</u> 及び日曜日  (2) 12月28日から翌年の1月3日まで  (3) 国民の祝日に関する法律				
名称	休館日												
<u>周南市新南陽民俗資料展示室</u>	(1) 火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日  (2) 12月28日から翌年の1月3日まで  (3) 国民の祝日に関する法律												
名称	休館日												
<u>周南市民俗資料館</u>	(1) 火曜日、木曜日、土曜日 <u>(第1土曜日及び第3土曜日を除く。)</u> 及び日曜日  (2) 12月28日から翌年の1月3日まで  (3) 国民の祝日に関する法律												

現行		改正案	
	(昭和23年法律第178号)に規定する休日		(昭和23年法律第178号)に規定する休日
(略)		(略)	
<p style="text-align: center;">(開館時間)</p> <p>第6条 展示施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。</p>		<p style="text-align: center;">(開館時間)</p> <p>第6条 展示施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。</p>	
名称	開館時間	名称	開館時間
<u>周南市新南陽民俗資料展示室</u>	午前9時30分から午後4時30分まで	<u>周南市民俗資料館</u>	午前9時30分から午後4時30分まで
(略)		(略)	
<p style="text-align: center;">(損害賠償)</p> <p>第11条 利用者及び観覧者は、展示施設及び資料を損傷したとき、又は資料を亡失したときは、その負担においてこれを修理し、若しくは<u>補てん</u>し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。</p>		<p style="text-align: center;">(損害賠償)</p> <p>第11条 利用者及び観覧者は、展示施設及び資料を損傷したとき、又は資料を亡失したときは、その負担においてこれを修理し、若しくは<u>補填</u>し、又は金銭をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。</p>	